

入札公告（説明書）

令和 8 年 7 月 22 日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 金田 泰明

次のとおり一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和 8 年 7 月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 6-1-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名	令和 8 年度 関東支社管内 湿塩散布車購入
1-2	調達概要	調達品の仕様及び数量、納入場所、納入期間等については、別添『仕様書』、『金抜設計書』を参考のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社 支社長 金田 泰明
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	郵送入札
1-6	単価表の提出	「必要」
1-7	契約書の作成	必要【購入契約書】（作成方法については落札者と協議する）… 入札者に対する指示書[23]を参照のこと
1-8	支払条件	前金払の有無：「無」
1-9	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-10	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-11	見積活用方式の有無	「有」
1-12	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

	入札公告日	令和 8 年 7 月 22 日
2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 8 年 8 月 7 日 まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日 から 令和 8 年 8 月 7 日 16 時 00 分まで ※共通入札公告 6-2 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書（様式 1） (2) 担当者連絡先届（様式 2） (3) 同種機械に係る製造実績又は納入実績証明書（様式 3） (4) 当該機械に係るメンテナンス・アフターサービス体制証明書（様式 4） 【提出方法】 入札者に対する指示書【郵送入札】[6]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合は「担当者連絡先届（様式 2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により申請書正 1 部、副 1 部を提出すること。なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和 8 年 9 月 4 日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで
2-6	参考見積書の提出期限	【提出期限】 令和 8 年 8 月 7 日 16 時 00 分 【提出書類】 参考見積書（様式 5-1～5-2）

		【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は Microsoft Excel にて提出。 ※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excel にて作成し印刷したもの【1部】、保存した電子記録媒体（CD-R）【1部】 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス [赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。
2-7	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和8年9月7日 から 令和8年9月18日 までを予定
2-8	訂正参考見積書提出期限	【提出期限】 令和8年9月30日 16時00分 ※参考見積書の内容に訂正が必要となった場合のみ提出すること。 【提出書類】 訂正参考見積書（様式5-1～5-2） 【提出方法】 本書2-6に示す参考見積書の提出方法と同じ。
2-9	入札書の提出期限	【提出期限】 令和8年10月19日 16時00分 ※共通入札公告6-3に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 必要書類を共通入札公告6-3に示す手順に従い封筒に封かんし、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス [赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参、電子メールによる提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。

		【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表（様式 6） <u>※単価表は、Microsoft Excel により作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり）</u>
2-10	開札日時	令和 8 年 10 月 20 日 10 時 00 分
2-11	開札執行場所	本書 1-4 に示す契約担当部署
2-12	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付期間】 入札公告の日 から 令和 8 年 10 月 2 日 16 時 00 分まで 【受付場所】 本書 1-4 に示す契約担当部署 【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日 16 時までに提出すること。 ※16 時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。 ※2-3 に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日以降は、申請書等を提出しない者、又は競争参加資格「無」と通知された者（プロポーザル方式の場合は非選定者を含む）については、質問書を受け付けない。
2-13	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として 5 日以内（休日を除く。）

競争参加資格要件等一覧表

契約件名		令和8年度 関東支社管内 湿塩散布車購入
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式（WTO適用）
	落札者の決定方法	自動落札方式
	評価値の算出方法	本件競争入札においては非該当
	見積活用方式の有無	有
	審査時期	事前審査
競争参加要件	企業の履行実績	平成23年度以降における、同種機械に関する製造又は納入の実績について、下記①～③のいずれかの条件を満たすこと。 ①契約書一式（納入場所、履行期間、契約内容（品名・数量・規格等）が証明できるもの）の写し及び製作仕様書（※）により同種機械の納入実績が確認できる者であること。なお、東日本高速道路㈱への納入実績の確認は、製作仕様書（※）の提出は不要とする。 ②製造業者で同種機械の納入実績がない場合は、代理店等による納入実績が証明できる資料及び納入した機械の製作仕様書（※）、写真及びパンフレット等を提出できる者であること。 ③代理店等で製造実績がない場合は、代理店等であることを証明できる資料（納入予定の機械の製造業者の納入実績証明書でも可）を提出できる者であること。 ※ 製作仕様書：仕様書に基づき作成された全体組立図、各部詳細図、機械諸元表及び成績証明書を指す。 【同種機械】 湿塩散布車を架装した車両 東日本高速道路株式会社「維持補修用機械標準仕様書（平成17年10月）」（公機仕45B 2-3）又はこれと同等以上の性能及び機能を有していること。
	企業に求める資格	－
	その他	下記に示す1～3全てを満たす者であること。 1. 技術指導を行う技術者 審査基準日時点において、直営工場もしくは協力会社工場に、当該機械の運転及び取扱いについて技術指導が出来る十分な知識を有する技術者が所属していることを証明できること。 【求める技術者の資格】 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による一級自動車整備士（小型または大型）もしくは二級ジーゼル自動車整備士 2. アフターサービス体制 以下の条件を全て満たすこと。 ①同種機械のメンテナンスが可能な直営工場、もしくは協力会社工場等が、納入場所から24時間以内に到達可能な場所に確保されていること。なお、協力会社工場等の場合は、それを契約書等により証明できること。 ②上記工場が道路運送車両法第78条の「自動車特定整備事業者（普通自動車特定整備事業）」の認証を受けており、写しにより確認できる整備工場であること。 3. メンテナンス部品供給体制 当該機械の部品供給について、一括対応できる窓口を有していること。